

羽生市における都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

第1条（趣旨）

本基準は、羽生市内における都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定による他、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

第2条（定義）

この基準における用語は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

第3条（許可の方針）

市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- （1）階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- （2）主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附則

本基準は、平成15年10月1日から施行する。